

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
新宮町

町受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】

※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円^(※)が支給されます。新宮町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、新宮町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

【申請者】

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

裏面も必ず御確認ください

代理人が確認・受給を行う場合は、次の【委任欄】に記入してください。
なお、代理人となれるのは、次の人に限ります。
・法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補助人）
・親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている人

【委任欄】

代 理 人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
	代理人氏名				
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

本申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

提出書類

『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項を御記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(表面下部)(又は代理人(裏面上部))の氏名など
- 署名(裏面中部)

『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し(コピー)を御提出ください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書

又は 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者又は事業専従者の方のみ御提出ください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等が分かる上記書類の写し(コピー)を御提出ください。

『住民票の写し』

『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

これら3つの書類は、令和6年に新宮町に転入された方のみ御提出ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類が添付されていない等の不備がある場合は、
確認書の送付ができず、この申請書をお返しすることがあります。